

新潟市東アジア文化都市青少年交流事業参加者募集要領

平成30年4月12日策定

1 趣旨

この要領は、東アジア文化都市青少年交流事業（以下「本事業」という。）に参加する高校生の募集について必要な事項を定めるものです。

2 東アジア文化都市について

東アジア文化都市事業は、日中韓文化大臣会合の合意に基づき、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアにおける多様な文化の国際発信力を高めていくことを目的に、日中韓3か国の開催都市において、文化を通じた交流や多様な文化イベントなどを実施する国家的プロジェクトです。

新潟市は、2015年に、中国・青島市、韓国・清州市とともに日本の代表都市として選定され、各都市におけるイベント及び都市間の文化芸術の交流事業を実施しました。

2018年においても交流事業を継続して実施し、3か国の相互理解の拡大を図ります。

3 事業概要

本事業は、各都市相互に青少年を派遣し現地の青少年を交えて文化を通じた交流プログラムを実施することで、自都市の文化の独自性や東アジアの文化の共通性を認識して価値を共有するとともに、未来を担う若者同士の相互理解や連帯感を深化させ、平和・共生・交流の関係づくりの基礎とすることを目的に実施するものです。

4 実施内容

開催都市	新潟市	韓国・清州市
交流活動及び宿泊の場所	新潟市内各所 (市内ホテルほか農業体験施設アグリパーク等に宿泊)	清州市内各所
実施期間	平成30年7月28日(土)～31日(火) 予定	平成30年8月1日(水)～4日(土) 予定
実施内容	農業体験、マンガ・アニメ体験等	伝統工芸体験、文化施設見学等
参加者	新潟市及び清州市の参加者 各10人ずつ	

5 募集人数

各都市10名(のべ20名)

6 参加要件

本事業に参加できるのは、事業実施期間において次の(1)～(6)のすべてを満たす高校生とします。

- (1) 下記アまたはイのいずれかに該当する生徒
 - ア 新潟市内の次のいずれかの学校（総称して以下「高校等」という。）に在学している生徒
（ア）高等学校 （イ）特別支援学校（高等部） （ウ）高等専門学校（第1～第3学年）
（エ）専修学校（高等課程）
 - イ 新潟市内在住で高校等に在学している生徒
 - (2) 文化を通じた国際理解・国際交流に関心を持ち、海外の国や地域との相互理解と友好親善に寄与しようとする意欲があること
 - (3) 本事業の趣旨を理解のうえ集团的行動ができ、期間中、健康に交流活動を行うことができること
 - (4) 参加について保護者の同意があること
 - (5) 在籍する高校等の長から推薦が得られること
 - (6) その他、事業実施及び成果発表等に積極的に協力すること
- ※ 中国語・韓国語のスキルは要件としません。（引率者、通訳等が同行します。）
- ※ 応募状況により、高校生以外の青少年を募集することがあります。

7 経費負担

新潟市（以下「本市」という。）と参加者との経費負担区分については以下のとおりとします。

- (1) 新潟市が負担する経費
 - ア 本市開催の場合
集合から解散までの移動費、宿泊費、食事代及び傷害保険料
 - イ 清州市開催の場合
国際航空運賃（往復）、空港税・燃油サーチャージ・出国時手続諸費用、市内集合場所から出国する国際空港までの国内交通運賃（往復）、渡航先での移動・宿泊・食事等に要する経費及び傷害保険料のうち、3万円を超える経費
- (2) 参加者が負担する経費
 - ア 本市開催の場合
事業実施期間中の小遣い、自宅から市内集合場所及び解散場所から自宅の交通費及び任意に加入する保険料など、新潟市負担経費を除く経費
 - イ 清州市開催の場合
3万円のほか、査証（ビザ）または旅券（パスポート）の取得手続に関する費用、事業実施期間中の小遣い、自宅から市内集合及び解散場所から自宅の交通費、任意に加入する保険料など

8 応募方法

次により応募してください。なお、選考結果通知後のキャンセルは基本的に認められませんのでご了承ください。

- (1) 提出書類
 - ア 新潟市東アジア文化都市青少年交流事業申込書（第1号様式）
 - イ 学校長の推薦状（第2号様式）

- ウ 本事業参加に関する 400 字以内の小論文（第 3 号様式）
必ず生徒本人が作成し、次の観点をいずれも踏まえて記述すること
（ア）国際理解・国際青少年交流に関心を持った理由（応募理由）
（イ）本事業を通して学びたいことについて
- （2）提出方法 以下の提出先まで提出してください。（郵送の場合は、特定記録郵便で郵送してください。持ち込みも可能です。）
- （3）提出期限 平成 30 年 5 月 11 日（金）消印有効（持ち込みの場合は、17 時まで）
- （4）提出先 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 新潟市文化創造推進課（市役所分館 2 階）

9 選考方法

提出書類に基づき審査し、参加者を選考・決定します。

※ 選考の結果は、平成 30 年 6 月 1 日頃までに通知します。

※ 参加決定者を対象に、交流事業参加前に保護者等説明会及び参加者オリエンテーションを実施します。日程については選考結果通知に記載します。

※ 清州市の事業への参加者には、直ちに旅券（パスポート）をご用意いただきます。（旅券交付には申込から最短で 1 週間程度要します。詳細は決定通知時にお知らせします。）

10 感想文の提出及び成果発表への協力

本事業を修了した生徒は、修了後 30 日以内に、800 字程度の感想文を提出してください。様式は A4 版の用紙を使用するほかは自由とし、Microsoft Word による電子データでの提出も可とします。

このほか、本事業参加者は、事業実施時の画像・映像の使用などを含め、広く市民に成果を発表することにご協力いただきます。

11 事業参加の取消

次の場合、本事業参加の決定を取り消す場合があります。

- （1）申込者が偽りその他不正の手段により申込を行ったとき
- （2）参加要件または参加決定に付した条件を満たさないとき
- （3）本事業の開催が止むを得ず中止となった場合

12 その他

本事業の要綱類及び申込等に必要な各種様式は、次のウェブサイトからダウンロードしてください。

「東アジア文化都市 2015 新潟市」公式ウェブサイト <http://culturecity-niigata.com/>

※ 提出書類は返却しません。提出された個人情報、青少年交流事業の選考、運営、成果発表に必要な範囲内でのみ利用します。

13 申込書類等の提出・応募に関する照会先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市文化スポーツ部文化創造推進課

電話：025-226-2554 Fax：025-226-0050

電子メール bunkasozo@city.niigata.lg.jp